

独立取締役選任基準

社外取締役を選任するための会社からの独立性に関する「独立取締役選任基準」（平成27年10月制定）に沿って選任を行うことで、一般株主と利益相反が生じる恐れのないように留意しております。

[独立取締役選任基準の主な概要]

- 1 現在及び過去10年間において、当社グループの業務執行取締役等（業務執行取締役、執行役員、その他の使用人を含む）でないこと
- 2 現在及び過去5年間において、当社の現在の主要株主、その親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、執行役員、その他使用人でないこと
- 3 当社グループの主要取引先の業務執行者または使用人でないこと。主要取引先とは、過去3事業年度における当社グループとの取引額が、販売先の時には当社グループの、仕入先の時には取引先の連結売上高の2%以上を占める場合をいう
- 4 当社グループから一定額以上の寄付を受けている非営利団体等の理事、その他の役員、使用人でないこと。一定額とは、過去3事業年度の平均で1000万円または当該団体の総収入の2%以上を占める場合をいう
- 5 当社グループから、過去3事業年度において、役員報酬以外に一定額以上の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントでないこと。一定額とは、過去3年間の平均で年間1000万円以上となる場合をいう
- 6 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族でないこと
 - (1) 現在及び過去5年間における当社の取締役、監査役、重要な使用人
 - (2) 現在及び過去5年間における当社子会社の取締役
 - (3) 上記2から5で就任を制限している対象者